9月9日は『救急の日』です

毎年9月9日を「救急の日」とし、今年も9月15日(土)までの1週間を「救急医療週間」と定めています。この週間を機に救急業務へのご理解をお願いします。

普通救命講習会を実施

普通救命講習会とは、一般の方を対象に行う応急手当の講習会です。

心臓と呼吸が停止した人に対して行う心肺蘇生法や異物による窒息に対して行う異物除去の方法、出血に対する止血方法などの実技を含めた講義内容です。

また、突然死の多くは心臓がプルプルと痙攣し心臓本来の働きであるポンプとして機能できない状態になり起こると言われています。このような心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すことを目的としたAED(自動体外式除細動器)の使用方法を習得することもできます。

AEDは、以前までは医師または救急救命士のみに認められていた医療機器でしたが、前述した症状に対し早期の電気ショックが有効だと考えられ、一般の方でも使用することが可能になりました。

現在、町内の7施設(町役場1階、生涯学習館、運動公園、世代交流センター『さざんか荘』消防署、国府支所兼消防署国府分署、図書館)にAEDが設置してあります。

救急車が到着するまでの間、近くに居合わせた方の協力が救命率の向上につながります。ぜひ、普通救命講習会の受講をご検討ください。

救急救命士

平成16年4月から気管挿管、そして薬剤(アドレナリン)投与が、厚生労働省が示す一定の実施基準に沿った講習と医療機関での実習を修了した救急救命士に限り実施できるようになりました。

どちらも心臓と呼吸が停止した傷病者に対しての救命処置であり、救命の可能性が期待されています。

現在、消防署では救急救命士13名のうち気管挿管認定救命士2名、薬剤認定救命士1名が業務しており、今後も認定救命士の養成に努めてまいります。

救急車の利用について

消防署からお願いがあります。

現在全国的に救急車の出動が増加の一方をたどっています。大磯町でも10年前と比較すると約1.5倍の増加となっています。

救急車は怪我や病気などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。

緊急ではないのに救急車を利用すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、遠くの救急車が出動することになり、救急隊の到着が遅れることで、救える命が救えなくなる恐れがあります。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等をご利用下さい。また、休日や夜間等で診察できる病院がわからない場合は消防署にお問い合わせ下さい。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院に連れて行かなければならない時は、迷わず119番通報をして救急車を呼んで下さい。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◎問い合わせ
消防署 ☎(61)0911

情報公開・個人情報保護制度の運用状況(平成18年度)

■情報公開制度

町が持つ行政情報を広く公開することによって、町民の皆さんへの説明責任を果たし、町民参加によるいっそう「開かれた町政」を推進するための制度です。

▼請求と処理の状況

請求件数		88
処理区分	公開	57
	一部公開	28
	非公開	0
	取下げ	0
	不存在	3

ごみ処理広域化関係書類や開発行為協定に関する書類など88件の行政情報を公開しました。

そのなかで個人に関する情報であったり、法人などの権利・利益を害するおそれがあったりすると認められる場合には、一部公開としました。

▼会議の公開

町が実施する審議会などについても公開しています。

■個人情報保護制度

町が持つ個人情報について、収集や保管、利用などについて基本的なルールを定めています。個人情報の開示や訂正などを求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、町民に信頼される町政の適正な運営をしていきます。

▼請求と処理の状況

請求件数		6
処理区分	開示	4
	一部開示	2
	非開示	0
	不存在	0

個人情報の訂正の請求・是正の申出はありませんでした。

■町民情報コーナー

町民の皆さんに町政をより深く理解していただくため、町役場本庁舎1階及び国府支所に町民情報コーナーを開設しています。気軽にご利用ください。

これら情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況についての詳細及び会議の開催日程は、町民情報コーナー・町ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ
地域協働課 ☎内線237